

介護事故等に関する 近時の裁判例 2

弁護士 小原 路絵

第1 はじめに

Oike Library No.48、12頁～において、平成27年7月から平成29年3月までの11個の介護事故の裁判例を紹介した。

今回は、それ以降平成30年6月までの裁判例10個について、前回同様、詳細な分析ではないが、紹介したい。また平成30年9月以降の裁判例もあるので、それらについては次回以降に紹介したい。

第2 裁判例

今回、10個の裁判例について、争われた理由等で分類するのは誤嚥(③④⑥)以外にはなかなか難しく、爪切り(①)、抜け出し(②)、薬の服用(⑤)、医師の診察を受けさせる義務(⑦)、褥瘡(⑧)、職員に対する安全配慮義務(⑨)及び転倒(⑩)と、多岐に亘っていた。

うち、一部認容を含め認容されたものは6個(②③④⑦⑧⑩)、請求棄却されたものは4個であった(①⑤⑥⑨)。

1 ①東京地判平成29年9月5日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成25年1月に、自宅にて訪問看護サービスを受けていた男性(昭和21年生まれ)が、看護師に右足第一趾の先端部分を爪切りで誤って切られ、潰瘍となり、その後に症状が増悪し、右下腿蜂窩織炎に罹患したと主張したが、看護師が負傷させたとの的確な証拠はなく、創傷発生後に適切な看護を怠ったとも言えないと認定された。

(2) 認容額等

776万5956円の慰謝料等を請求したが、請求棄却。

2 ②長崎地判平成30年1月22日(TKC)

(1) 過失の判断等

平成25年9月に、老人ホームで短期入所生活介護サービスを受けていた女性(当時83歳)が、老人ホームから抜け出し、21日後に山中で遺体で発見された。施設に無断外出を防止し、利用者の生命・身体を安全に管理する体制が整えられていなかったことは前提事実として認定され、過失相殺と損

害額が争点となった。女性は、認知症で、自身の客観的状況について理解し、本件施設を出て徘徊することにより自己の生命等に危険が生じることを予見し、回避する能力に欠けていたとして、過失相殺が否定された。

(2) 認容額等

女性の子が、約3087万円を請求し、女性本人と子固有の慰謝料や遺体が見つかるまでの搜索費用等約2457万円が認容された。

3 ③東京地判平成30年1月31日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成24年2月に、老人ホームに入居していた男性(昭和14年生まれ)が、スイートポテトを誤嚥し、窒息して植物状態になった後、同年11月に死亡した。職員が男性の盗食を発見した際、食べ終えることを見届け、万一誤嚥が発生すれば適切に対処できるよう監視を続ける注意義務に違反したとして債務不履行又は不法行為責任を負うと認められた。

また、男性が誤嚥により低酸素脳症となり、死亡の2日前に発症した急性心不全で死亡したことには相当因果関係があると認められた。

(2) 認容額等

男性の妻子が、約6306万円を請求し、逸失利益約2296万円、慰謝料2200万円等の損害から、男性本人の認知症の進行による盗食の危険性が現実化したとして、損害の3割が過失相殺又は素因減額されるとし、約3570万円が認容された。

4 ④熊本地判平成30年2月19日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成26年11月に、特別養護老人ホームに入居していた女性(昭和9年生まれ)が、夕食中に誤嚥し、救急搬送中に心拍停止に陥り、その後蘇生するも、低酸素脳症となった。女性は、認知症に伴うパーキンソン病や右上下肢運動機能低下等で食事の全介助を受けていたところ、職員の不適切介助によって誤嚥が発生し、入所契約上の義務に違反したとして、相当因果関係も認められた。

また、女性が食事を継続する意思を示したとしても、複雑な意思の伝達は困難であるとして、過失相殺を否定した。

(2) 認容額等

約3226万円の請求のうち、慰謝料1200万円を含む合計約1960万円が認容された。

5 ⑤東京地判平成30年2月21日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成22年から訪問介護サービスを受けていた女性が、平成25年12月に死亡した(当時82歳)。女性によるニトログリセリン錠の服用について、過剰服用による緊急時に必要な措置をとるべき義務違反や説明義務違反は認められないとした。

(2) 認容額等

子が慰謝料1000万円を請求したが、請求棄却。

6 ⑥東京地判平成30年2月26日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

本件請求は複数に及んでいるが、平成24年6月5日に、介護老人福祉施設に入所していた女性(大正8年生まれ)が、車椅子上で嘔吐しているところを発見され、誤嚥性肺炎と診断されて、同月9日に死亡した。誤嚥の他、傷害を負わされた、虐待やその隠蔽が行われた、顛末報告義務に違反したなどの損害が請求された。

(2) 認容額等

子が4015万円を請求したが、請求棄却。

7 ⑦東京地判平成30年3月22日(TKC)

(1) 過失の判断等

平成24年6月に、介護老人保健施設に入所中の女性(当時58歳)が、急性膵炎でショック状態となり、救急搬送された病院で死亡した。女性は51歳で若年性アルツハイマー型認知症に、53歳で重傷急性膵炎等に罹患した。施設職員である看護師が、出血性ショック状態を疑い、直ちに医師の診察を受けさせる義務を怠ったとした。

ただし、直ちに医師の診察を受けていたとしても死亡時点においてなお生存していた高度の蓋然性は認められないとした。

(2) 認容額等

子らが3465万円を請求し、死亡時点に生存していた可能性の侵害に対する慰謝料330万円が認容された。

8 ⑧東京地判平成30年3月22日(TKC)

(1) 過失の判断等

平成25年6月20日に、入院中の病院で褥瘡が発見された男性(当時77歳)が、複数の医療機関で褥瘡治療を余儀なくされ、平成26年11月に敗血症で死亡した。本件は病院の過失が問われた事案であるが、褥瘡管理については、介護施設でも同様の問題が生じうるため取り上げる。平成25年5月27日から、2時間毎の体位変換を実施せず、通常のマットレスを使用したことは褥瘡発生を防止すべ

き義務を怠ったとした。

(2) 認容額等

子が約2066万円を請求し、治療費約192万円、慰謝料310万円等の合計約668万円が認容された。

9 ⑨東京地判平成30年3月22日(TKC)

(1) 過失の判断等

平成26年2月に、放課後等デイサービス提供施設に勤務していた女性(昭和40年生まれ)が、当時16歳の利用者男性(自閉症で、5~6歳の知的レベル)から叩かれた際に防御しようとした右手の母指を捻挫したとして、可動域制限及び疼痛で労働者災害補償保険から障害等級10級の6号を認定された。利用者男性の一定の加害行為は認められたが、普段から粗暴で、暴力的な行動があったことを窺わせる事実は認められず、特別の措置や配慮を講じる必要があったといえないとして、施設の安全配慮義務違反を否定した。

(2) 認容額等

約1727万円を請求したが、請求棄却。

10 ⑩さいたま地判平成30年6月27日(判例時報2419号56頁)

(1) 過失の判断等

平成26年5月31日、短期入所生活介護サービスの利用者男性(当時64歳)が、付添無しに口腔ケアを行っていた際に転倒して、右大腿骨頸部を骨折し、その半年後に誤嚥性肺炎により死亡した。施設の安全配慮義務違反を認めたが、死亡との因果関係は否定した。

また、男性や家族が付添や椅子の設置等を求めていなかったとしても過失相殺は否定した。

(2) 認容額等

妻が2000万円を請求し、治療費や慰謝料250万円等の合計約306万円が認容された。

第3 検討

前回のOike Library No.48、12頁~でも述べたが、介護事故に関して、医療機関における診療ガイドラインに相当するような統一的な基準がないところ、どのような場合に施設の過失や安全配慮義務違反が認められるかは事例ごとに異なっていると言わざるを得ない(なお、⑧の褥瘡については、一般社団法人日本褥瘡学会の「褥瘡予防・管理ガイドライン」がある)。

施設側からすると、なかなか厳しいと思われる判断もあり、④の裁判例で、施設側は、介護現場の実情を踏まえた義務違反の有無の判断を主張したが、サービ

ス提供の実践における技術水準に照らして必要な注意義務を要求されるとして、仮に、事業者が介護に関する知識・経験が不足し未熟な職員を雇用せざるを得ない社会的事実があるとしても、これによって義務が軽減されることはないと判示した。介護業界における人手不足は今後も深刻な状況が続くと思われるが、そのことが施設側の義務違反を否定する理由にはならないとされたといえる。

施設側の義務違反が認定される場合に、利用者や家族側の過失相殺がなされるかは、損害額の認定に大きな問題となる。今回、請求が認容された6個のうち、②③④⑩の4個で、過失相殺が問題になった。前回紹介した裁判例も、認容された7個のうち、2個で過失相殺が行われた(③⑥で、3割と4割)。しかし、上記②③④⑩のうち、実際に過失相殺が認定されたのは③の3割のみで、他の3個については、利用者自身の判断能力の欠如等を理由に過失相殺が否定されている。ただ、③の裁判例からすると必ずしも、利用者本人の判断能力の程度に応じて判断が分かれているとも言えず、この点も事例判断と考えられる。

さらに、高齢者の事故において、事故から死亡までに相当の期間が空く場合もあり、その場合の因果関係も問題となる(③⑩)。この点も、事故態様や利用者の身体状況や既往症、その後の治療経過などによって判断が分かるといえ、事例判断ではある。